

令和4年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

就学前児童数
(H28.4.2以降生まれ)

人

(児童名)

点

基本指数		調整指数
父	母	

基本指数	就労	勤務・自営業	就労日数	父	母	就労時間(1日あたり)	父	母		
			月23日以上 / 週6日以上	5	5	8時間以上	5	5		
			月20日～22日 / 週5日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4		
			月16日～19日 / 週4日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3		
			月12日～15日 / 週3日	1	1	5時間以上6時間未満	2	2		
						4時間以上5時間未満	1	1		
			<input type="checkbox"/> 上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の就労時間が64時間以上である						4	4
			採用予定・自営業開業予定						-1	-1
			医師の診断書による勤務制限あり(※就労の基準点が8点以下の場合が加算対象)						+2	+2
			※休憩時間は就労時間に含む。 ※就労日数及び時間、給与単価から計算される金額と同等額の収入がない場合は、収入を最低賃金にて換算した就労時間等によって基準点を判断する。							
	求職	<input type="checkbox"/> 求職活動が確認できる場合(※就労や介護・看護等に当たる時間が月64時間未満の場合も含む)						3	3	
		<input type="checkbox"/> 求職中(※勤務等の確認が出来ない場合も含む)						2	2	
	就学	<input type="checkbox"/> 高校、大学、1年制以上の専門学校						9	9	
		<input type="checkbox"/> 職業訓練校(※通信制高校や定時制高校は、職業訓練校に準ずる。)						6	6	
	出産	<input type="checkbox"/> 出産 分娩予定日 令和 年 月 日							6	
	疾病・障害者	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 常時臥床 (病名:) (加療期間:)						10	10	
		診断書	※①と②の合計または障がい者手帳等による点数の高い方が父母の基準点となる							
			①病状等から該当するもの			②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの				
		a. <input type="checkbox"/> 2		c. <input type="checkbox"/> 4		I. <input type="checkbox"/> 2		III. <input type="checkbox"/> 4		
	b. <input type="checkbox"/> 3		d. <input type="checkbox"/> 5		II. <input type="checkbox"/> 3		IV. <input type="checkbox"/> 5			
身体・精神障がい者手帳		1・2級 <input type="checkbox"/> 10		3級 <input type="checkbox"/> 8		4級以下 <input type="checkbox"/> 6				
療育手帳		A1・A2もしくはB1 <input type="checkbox"/> 10点		B2 <input type="checkbox"/> 8点						
看護・介護	○身体・精神障がい者手帳1・2級 ○療育手帳A1,A2,B1 ○介護保険被保険者証要介護5 ○診断書⑥⑦						10			
	○身体・精神障がい者手帳3級 ○療育手帳B2 ○介護保険被保険者証要介護3,4 ○診断書④⑤						8			
	○身体・精神障がい者手帳4級以下 ○介護保険被保険者証要介護1,2 ○診断書③						6			
	○診断書②						4			
災害	<input type="checkbox"/> 家屋等が災害を受け、復旧にあたっている場合						10	10		
その他	<input type="checkbox"/> 不在(本島内にいない) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離別(離婚前提の証明のある別居を含む) ※証明のない場合は求職中						10	10		
	<input type="checkbox"/> 市長が特に認めた場合(養育困難など)						10	10		

調整指数	<input type="checkbox"/> 一人親家庭(戸籍上一人親家庭だと確認出来る場合)	+6
	<input type="checkbox"/> 準一人親家庭(本島外での保護者就労等)	+2
	<input type="checkbox"/> 若年世帯(父母のいずれかが、令和4年4月1日時点で20歳未満)	+2
	<input type="checkbox"/> 生活保護家庭	+2
	<input type="checkbox"/> 多子家庭(同一世帯 就学前児童が3人以上)	+1
	<input type="checkbox"/> 申込みをした児童の兄弟が在園(認定こども園1号を含む)しており、令和4年4月以降も引き続き在園が見込まれる、もしくはきょうだい同時申込み ※多胎児の同時申込みは右記加点よりさらに+1	+3
	<input type="checkbox"/> 宜野湾市が支給認定した児童で、地域型保育事業所を令和4年3月に卒園し、入所申込みする場合	+20
	<input type="checkbox"/> 里親家庭	+20
	<input type="checkbox"/> 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で、保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師(正准)・保健師・小学校教諭・養護教諭(すべて有資格者)として保育養護業務に従事している(採用予定含む)	+6
	<input type="checkbox"/> 希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる ※保護者からの申し出があった場合のみ適用する。	-20
	<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる。 ※児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する	
	<input type="checkbox"/> 現年度分・過年度分、滞納月2ヵ月分につき-2点。その後滞納1ヵ月分ごとに-2点 点数の減算は入所申込児童本人及び在園・卒園兄弟姉妹の審査時までの保育料収納状況により行う。	